

議会運営委員会次第

令和7年9月17日
議会運営委員会室

1 開会

2 協議事項

(1) 知事提出議案（追加）の概要について	資料 1
(2) 知事提出議案（追加）の取扱いについて	資料 2
(3) 議案・請願の委員会付託について	資料 3
(4) 本日の本会議の議事順序について	資料 4
(5) 議員発議案について	資料 5

3 その他

4 閉会

資料 1

令和7年9月県議会定例会提出議案一覧 (追加議案)

〈議案：5件〉

1 条例以外 5件

議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
議案第26号 令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
議案第27号 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第28号 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
議案第29号 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

〈議案以外：3件〉

2 報告 3件

- ・令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書

令和7年9月県議会定例会提出議案の概要 (追加議案)

1 特別議案の概要

【条例以外5件】

○ 議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について（財政課）

令和6年度宮崎県歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものである。

区分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			金額	率
歳入総額 (A)	707,863,187	700,791,179	7,072,008	1.0
歳出総額 (B)	689,049,518	677,184,441	11,865,077	1.8
形式収支 (C)=(A)-(B)	18,813,669	23,606,738	△ 4,793,069	△ 20.3
翌年度へ繰り越すべき 財源 (D)	10,052,877	10,120,839	△ 67,962	△ 0.7
実質収支 (E)=(C)-(D)	8,760,792	13,485,899	△ 4,725,107 (R6単年度収支※)	△ 35.0

※前年度からの実質収支の増減額

○ 議案第 26 号 令和 6 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県電気事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 27 号 令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求め、令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 28 号 令和 6 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県地域振興事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 29 号 令和 6 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について（病院局経営管理課）

令和 6 年度宮崎県立病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

【報告 3 件】

○ 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告するものである。

1 健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率※1	将来負担比率※2
—	—	11. 6 (前年度:11. 5)	107. 6 (前年度:97. 7)
<3. 75>	<8. 75>	<25. 0>	<400. 0>

備考 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、「—」を記載した。

2 早期健全化基準を括弧内<>に記載した。

※1 実質公債費比率：地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したもの。

※2 将来負担比率：一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

2 資金不足比率

(単位 : %)

会 計 名	資金不足比率
工業用水道事業会計	—
電気事業会計	—
地域振興事業会計	—
県立病院事業会計	—
えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計	—
県営国民宿舎特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—

備考 1 資金不足額がないため、資金不足比率は、「—」を記載した。

2 経営健全化基準は20%である。

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書（企業局総務課）

令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものである。

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書
(企業局総務課)

令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものである。

資料 2

21500-1228

令和7年9月17日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第26号 令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第27号 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第28号 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第29号 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

資料 3

令和7年9月定例会

令和7年9月17日

議案・請願 委員会付託表（案）

〔議 案〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○
第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			○		
第3号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）					○
第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	○				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			○		
第6号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例					○
第7号	病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例		○			
第8号	宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例			○		
第9号	工事請負契約の締結について			○		
第10号	工事請負契約の締結について					○
第11号	工事請負契約の変更について			○		
第12号	工事請負契約の変更について					○
第13号	工事請負契約の変更について	○				
第14号	工事請負契約の変更について	○				
第15号	工事請負契約の変更について					○
第16号	国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				○	
計		4	2	6	3	5

※ 議案第17号～第23号は人事案件

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第17号	戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願		○			
第18号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願	○				

(参考)継続請願の付託状況

[継続請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		○			

令和7年9月定例会

請願一覽表

宮崎県議会

總括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	1	1	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	2	1	3	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第17号	受理年月日	令和7年9月11日
請願の件名	<p>戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>1 宮崎県平和記念資料展示室の移設・拡充 2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充 3 「終戦記念日」の啓発活動の強化</p> <p>(理由)</p> <p>県におかれましては、先の大戦により亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、ひむかいの塔追悼式に参列する遺族の支援のほか、宮崎県平和祈念資料展示室の運営や小中学校等での語り部講話の実施など、戦没者遺族等に対する慰藉とともに、多くの県民が平和について考える機会の提供に取り組んでおられます。</p> <p>当遺族連合会においては、戦没者遺族の「未曾有の尊い命が犠牲となった戦争を再び繰り返してはならない。私たちのような遺族を二度と出してはならない。」という固い決意のもと、戦後一貫して恒久平和を求めてきました。</p> <p>また、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承するため、宮崎県平和祈念資料展示室の運営管理など、県の戦没者遺族援護事業の一部を受託しながら、県と密接に連携し、平和の語り部活動に意欲的に取り組んできました。</p> <p>特に、学校での語り部講話については、当遺族連合会単独事業として戦後生まれの語り部の育成に取り組んだことにより、実施校が着実に増加しており、教育現場において広がりを見せてています。</p> <p>このような中、本県においても、戦後生まれの県民が約9割となり、戦争体験者が極めて少なくなっている現状にあり、8月15日の「終戦記念日」を知らない子供たちも多くなるなど、戦争があつたことさえも忘れ去られようとしています。</p> <p>一方、世界に目を向ければ、長引くロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、予断を許されない中東紛争、懸念される台湾有事など、武力により国際秩序の根幹が揺るがされるという、歴史的な転換期を迎えてます。</p> <p>言うまでもなく、平和な社会は、私たちの安心で安全な日々の暮</p>		

らしの基本であり、戦争の記憶の風化が進み、国際情勢がより深刻化する状況下においては、県民一人一人が、戦争を対岸の火事ではなく、自分事として認識することが何よりも重要になります。

県民が、このように戦争を身近なものとして捉え、当事者意識を高めるためには、この宮崎でも戦争があったことを知るとともに、犠牲となった故郷の方々に思いを馳せ、平和の尊さを深く心に刻む必要があります。

このため、本県における戦没者の遺品等の展示や平和の語り部による講話活動など、宮崎での戦争の記憶を伝承する取組を一層強化することが求められます。そして、これは、県行政はもちろんのこと、私たち戦没者遺族にも課された大きな責務です。

しかし、当遺族連合会は、遺族の高齢化に伴い会員が大幅に減少するほか、近い将来、活動財源の枯渇が見込まれるなど、このままでは、県の委託事業を含め活動の継続が難しくなります。

こうした厳しい現状を踏まえ、当遺族連合会においては、今後も、戦没者遺族の平和への強い思いを次世代につないでいくため、適切な時期に土地・建物等の財産を処分し、必要な財源を確保しながら、可能な限り平和の語り部活動を継続していくこととしています。

なお、当遺族連合会の活動は、県の委託事業が大きな比重を占めていることから、当遺族連合会の今後の在り方については、県と緊密に連携しながら検討を進めて参ります。

特に、宮崎県平和祈念資料展示室は、当遺族連合会所有の宮崎県遺族会館に設置されていることから、当遺族連合会の財産処分に伴い、現状のままでの実施は不可能となるため、早期に県との調整を行う必要があります。

つきましては、終戦から80年という大きな節目に当たり、県におかれましては、戦争の記憶の風化や国際情勢の緊迫化はもとより、当遺族連合会の厳しい現状にも御配慮の上、これまで以上に戦争の悲惨さや平和の尊さをしっかりと次世代へと継承していくため、下記のとおり戦没者を追悼し平和を祈念する取組を拡充・強化していただきますよう要望いたします。

記

1 宮崎県平和祈念資料展示室の移設・拡充

当遺族連合会の財産処分に伴い、現在の宮崎県平和祈念資料展示室を移設整備するとともに、戦没者の遺品をはじめ、県内の特攻基地、沖縄からの学童集団疎開、県内各地での空襲被害など、宮崎の

	<p>戦争に関する資料を再整理し、本県における戦争の記憶を伝承し平和を祈念する拠点施設として展示内容を充実させること。</p> <p>2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充</p> <p>学校への語り部等の派遣実績は大きく伸びていることから、実績に応じた予算の増額はもとより、戦後生まれの語り部の育成に取り組むなど、学校への更なる普及を図るほか、学校に限らず広く県民を対象とした講話を実施するなど、より多くの県民に平和について考える機会を提供することができるよう事業内容を拡充すること。</p> <p>3 「終戦記念日」の啓発活動の強化</p> <p>8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として、政府が先の大戦で亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するために設けられた日である。</p> <p>この「終戦記念日」は、日本において最も忘れてはならない日であることから、この日に合わせて、毎年、県主催の平和祈念行事を開催するなど、その趣旨が一層徹底されるよう啓発活動を強化すること。</p>
紹介議員	山下 博三 内田 理佐 川添 博

総務政策常任委員会

請願番号	請願第18号	受理年月日	令和7年9月12日
請願の件名	<p>日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願 (請願趣旨)</p> <p>広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50に達し、2021年1月22日に発効しました。これにより、核兵器は道義的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。現在94か国が署名し、73か国が批准しています。</p> <p>日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、2025年9月8日現在で727自治体になりました。</p> <p>宮崎県内では、すでに11の自治体（串間市、都城市、小林市、宮崎市、綾町、国富町、高鍋町、川南町、日向市、門川町、延岡市）が意見書を採択し、そして1自治体（高原町）が趣旨採択をしています。</p> <p>核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「惡の烙印」を押しました。</p> <p>条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。</p> <p>核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。</p> <p>この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。</p> <p>2023年に広島で開催されたG7サミットに向けての記者会見で岸田首相は、「G7首脳が、広島の地から、核兵器の惨禍を二度と起こさない、武力侵略は断固否定する、との力強いコミットメントを世界に示したい」と発言しました。</p> <p>2024年12月には日本原水爆被害者協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えていました。</p>		

	<p>一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど大変厳しい状況にあります。</p> <p>こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められています。</p> <p>被爆80年目の節目を迎える2025年の今年、いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。</p> <p>核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、下記の事項が実現されるよう請願します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める意見書を国会及び政府に提出すること。</p>
紹介議員	永山 敏郎 前屋敷 恵美

継 続 請 願

		厚生常任委員会	
請願番号	請願第11号	受理年月日	令和6年11月29日
請願の件名	<p>医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。</p> <p>帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。</p> <p>このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88% と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。</p> <p>本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、</p>		

	<p>実施を強く求めるものです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。</p> <p>(要請事項)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	前屋敷 恵美 永山 敏郎 図師 博規

本日の本会議の議事順序（案）

令和7年9月17日

1 開議

2 一般質問

- ① 荒神 稔 議員
- ② 齊藤 了介 議員
　　〈休憩〉
- ③ 坂本 康郎 議員

3 議案に対する質疑

※ 通告なし

4 採決

議案第17号 人事委員会委員の選任の同意について

議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
～第23号

- (1) 委員会付託 ----- 省 略
- (2) 討論 ※ 通告なし
- (3) 採決 ----- 一括簡易採決

5 議案・請願の委員会付託

6 決算議案上程（議案第25号～第29号）

7 知事提案理由説明

8 散会

資料 5

令和7年9月定例会

議員発議案について

[意見書]

No	件名	提出会派	頁
1	地方における平和教育の拡充に対する国の支援を求める意見書（案）	公明党	1
2	最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書（案）	県民連合立憲	2
3	高次脳機能障がい支援法の早期制定を求める意見書（案）	県民連合立憲	3